

未来を育てよう、スポーツの力で
Raise the future with the power of sport

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

令和元年度 **事業報告書**

■ 編集方針

本事業報告書は、独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、同条第 1 項で定める財務諸表に添付して主務大臣(文部科学大臣)に提出する法定書類です。

本事業報告書は、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン(平成 30 年 9 月 3 日)」を踏まえたものとし、独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)のコーポレートメッセージ、「未来を育てよう、スポーツの力で。」の実現に向け、法人の長のメッセージをはじめ、様々な取組について、国民の皆様をはじめとする各ステークホルダーにご紹介することを目的としています。

■ 対象期間

本事業報告書の対象範囲は、令和元年度(平成 31 年 4 月 1 日~令和 2 年 3 月 31 日)となりますが、一部前後の内容を含みます。

■ 財務数値に関する事項

本事業報告書における計数は、単位未満を原則として四捨五入しています。したがって、各計数の和は内数の合計に一致しないことがあります。また、単位に満たない場合は「0」で、該当数字のない場合は「-」で示しています。

■ 新型コロナウイルス感染症に関して

新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が延期されたことなど、JSC が行う事業にも影響がありました。令和元年度においては、「スポーツ振興くじ」の販売中止や国立代々木競技場をはじめとするスポーツ施設の貸し出しの取りやめなどによる収入等の減など影響があった一方、アスリートファーストのもと、トップアスリートが利用する西が丘エリアの施設について、選手等関係者への情報発信を含め対応を致しました。各対応については当法人のホームページでご案内しています。

HIGHLIGHTS

JSC では、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた取組などを進めてまいりました。

国立競技場、完成 神宮の杜と調和する日本らしいスタジアム 令和元年11月

新しい国立競技場は、東京 2020 大会に向け、「アスリートファースト」、「世界最高のユニバーサルデザイン」、「周辺環境等との調和や日本らしさ」をコンセプトとして、整備を進めてきました。東京 2020 大会、そしてその先を見据え、国立競技場を最大限活用しながら、我が国のスポーツ界のさらなる発展に貢献するとともに、国民に開かれた親しみやすいスタジアムとなるよう努めてまいります。



より安全・安心な利用のため 代々木第一体育館の耐震改修等工事完了 令和元年12月

1964 年に開催された東京オリンピックのために建設され、建設後 50 年以上が経過しており、耐震性の確保や老朽化した施設整備の安全対策が課題となっていたため、国際競技大会等の競技会場として安全安心に利用できることを目的として、バリアフリー化やセキュリティ強化、施設機能の安全対策を行いました。



オリンピック・パラリンピック一体となった 支援拡充のため、NTC・イースト供用開始 令和元年7月

多くのパラリンピック競技アスリートの利用に対応するため、様々なユニバーサルデザインを採用し、バリアフリー環境を実現しています。東京 2020 大会で使用する競技備品を備えた 5 つの専用練習場や共用コートでのトレーニングに加え、食事、宿泊及びリカバリーを同一の建物内で集中的かつ継続的に行うことで、国際競技力向上を図ります。



スポーツくじ(toto)、史上最高当せん金 “MEGA BIG”販売 令和2年2月

1等最高当せん金が日本くじ史上最高額の 12 億円(キャリーオーバー発生時)となる、非予想系くじの新商品の販売を開始しました。今後も商品や販売方法等の工夫により、売上向上を目指し、その収益による効率的・効果的な助成を実施することで、日本のスポーツ振興に貢献してまいります。



目次

HIGHLIGHTS	1
理事長メッセージ	4
法人の目的等	
法人の目的及び業務内容	6
■ 法人の目的	
■ 業務内容	
政策体系における法人の位置付け及び役割	7
中期目標	8
■ 概要	
■ 一定の事業等のまとめりごとの名称等	
公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報	
法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	9
中期計画及び年度計画	10
持続的に適正なサービスを提供するための源泉	14
■ ガバナンスの状況	
■ 役員等の状況	
■ 職員の状況	
■ 重要な施設等の整備等の状況	
■ 純資産の状況	
■ 財源の状況	
■ 社会及び環境への配慮等の状況	
■ その他源泉の状況	
業務運営上の課題・リスク及びその対応策	20
■ リスク管理の状況	
■ リスクへの対応策の状況等	

業務の適正な評価に資する情報

業績の適正な評価の前提情報	22
業務の成果と使用した資源との対比	25
■ 令和元年度の業務実績と自己評価	
■ 主務大臣による過年度の総合評定の状況	
予算と決算との対比	27

財政状態及び運営状態の適切な把握に資する情報

財務諸表の要約	29
内部統制の運用に関する情報	32
■ 業務運営に係る経営方針の明確化	
■ 内部統制に対する職員への理解促進	
■ 業務が適正かつ効率的、効果的に行われていることのモニタリング	
■ 内部統制強化に関する取組	

その他法人の基本情報等

法人の基本情報	35
■ 組織の沿革	
■ 設立に係る根拠法	
■ 主務大臣	
■ 組織体制	
■ 事務所の所在地	
■ 主要な指定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
■ 主要な財務データの経年比較	
■ 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画	
参考情報	41
■ 財務諸表の科目の説明	
■ その他の公表資料等との関係説明	
■ 関連 URL	

理事長メッセージ

— スポーツの力で、よりよい未来を —

令和元年11月2日、1ヶ月半に渡って日本全国で開催されたラグビーワールドカップ2019の幕が閉じました。日本のみならず海外のチームにも大きな声援が送られ、試合会場やパブリックビューイング会場など、様々な場所で人々の交流が見られました。世界最高レベルの選手の気迫あふれるプレーから得られる感動だけでなく、スポーツという場に集う人々が生み出す一体感など、改めてスポーツの力、その大きさや尊さを感じました。

令和元年度は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会という、我が国のスポーツ界が一つの目的とする大会を前にした重要な期間でした。

独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)では、この大会成功に向け、新しい国立競技場を令和元年11月末に完成させました。木材を多用した日本らしい特徴的な外観だけでなく、「世界最高のユニバーサルデザイン」と評される、全ての人が安心して快適に観戦できるスタ

ジアムの整備に携われたことに大きな誇りを持つとともに、これからどのような形で利活用していくかについては大きな課題と認識しています。

また、トップアスリートの強化拠点となる西が丘地区については、施設の拡充・充実を重ねハイパフォーマンススポーツセンター(HPSC)のもと、味の素ナショナルトレーニングセンター(NTC)と国立スポーツ科学センター(JISS)とのトータルデザインによる強化支援体制を構築してきたところです。その他にも、スポーツ振興助成による支援など様々な取組を進めてまいりましたが、大会開催が1年間延期されたことを踏まえ、より良い形で大会を迎えられるよう、更に進んだ支援体制を構築してまいります。また、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する医療費等の給付事業の運営や安心な学校生活の支援等、未来を担う児童生徒に関する事業についても引き続き取り組んでまいります。



JSC では、「未来を育てよう、スポーツの力で。」というコーポレートメッセージのもと活動しています。私は、より良い未来のために、人々を一歩前に進める可能性こそが「スポーツの力」だと理解しています。可能性へ挑戦する勇気や、限界へ挑む姿など、社会が大きく変化する中においても、人々の生活に大きな希望を与えるもの。それがスポーツの力であり、スポーツの価値ではないでしょうか。

このような価値を持つスポーツには、「公正である」という共通の基盤が重要です。JSC では、ドーピング防止活動における積極的な役割を果たすなど「スポーツ・インテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)」を護る体制を強化し活動を推進しています。

同時に、皆様に提供するサービスをより高品質にするために、将来に向けた JSC のあるべき姿を明確にすること、役職員の資質向上にも取り組むほか、外部有識者により構成される「運営点検会議」による定期的なモニタリン

グや、組織内におけるコミュニケーションの活性化による内部統制・ガバナンスの強化に取り組んでいます。

さて、この「令和元年度事業報告書」は、国民の皆様を始めとする関係の皆様にも、令和元年度を中心とする JSC の活動をご理解いただくために作成したものです。我が国のスポーツ界における中核的存在として、2020 年やその後を見据えた戦略的施策展開を目指し、関係機関との連携を図りながら様々な事業を推進する JSC の全体像のご理解に役立てばと存じます。

今後も、「未来を育てよう、スポーツの力で。」を掲げ、社会が大きく変化する中においても、スポーツの力を信じ、スポーツが育てる豊かな、よりよい未来を切り拓くために力を尽くしてまいります。

引き続き、皆様のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日本スポーツ振興センター

理事長

大東和美

OHIGASHI Kazumi

法人の目的及び業務内容

JSC は、スポーツの力で、よりよい未来を育てるため、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づき、皆様の心身の健全な発展に寄与することを目的として、様々な業務を行ってまいります。

法人の目的

JSC は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児(以下「児童生徒等」という。)の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園又は専修学校(高等課程に係るものに限る。)(第十五条第一項第八号を除き、以下「学校」と総称する。)の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的としています。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条)

業務内容

JSC は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条の目的を達成するため、以下の業務を行っています。

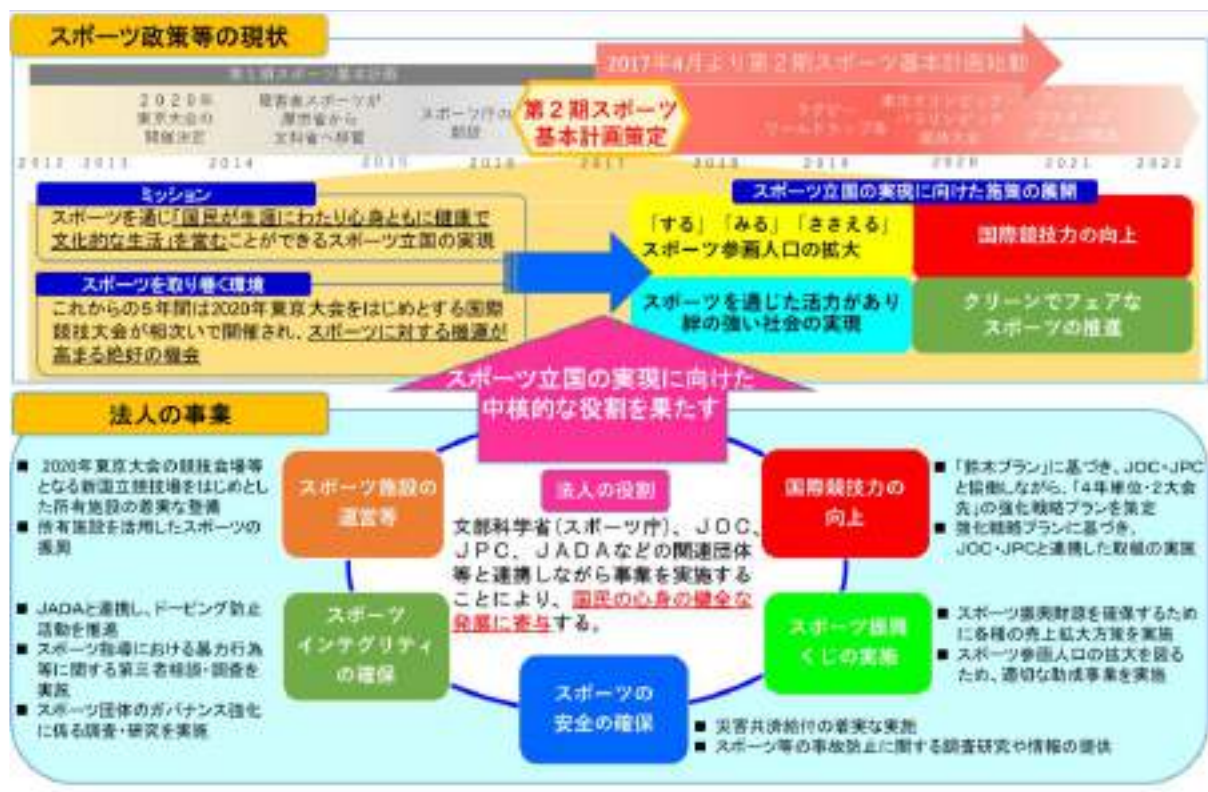
- (1) その設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと
- (2) スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。)が行う次に掲げる活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと
 - ・ スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿その他の活動
 - ・ 国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催
- (3) 優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動又は優秀なスポーツの選手が受ける職業若しくは実際生活に必要な能力を育成するための教育に対し資金の支給その他の援助を行うこと
- (4) 国際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行うその活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと
- (5) スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)に規定する業務を行うこと
- (6) スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行うこと
- (7) 学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)につき、当該児童生徒等の保護者又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。)を行うこと
- (8) スポーツ及び学校安全(学校(学校教育法第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び学校教育法第124条に規定する専修学校をいう。)における安全教育及び安全管理をいう。)その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと
- (9) (8)に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業を行うこと
- (10) (1)～(9)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと
- (11) (1)～(10)に掲げる業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、(1)に掲げる施設を一般の利用に供する業務を行うこと

政策体系における法人の位置付け及び役割

JSC は、スポーツの力で、よりよい未来を育てるため、「スポーツ立国」の実現に向け、我が国のスポーツ振興の中核機関として、スポーツ参画人口の拡大など、関係機関と連携しながら様々な施策を展開してまいります。

JSCは、我が国のスポーツ振興の中核機関として、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)及び平成 29 年度から令和 3 年度までのスポーツ政策の重要な指針となる「第2期スポーツ基本計画」(平成 29 年3月 24 日 文部科学大臣決定)等に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会(JSPO)、公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会(JPC)、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(JADA)等のスポーツ関係団体と連携・協議しながら、日本のスポーツ界を支えることが期待されています。独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣である文部科学大臣により定められた、JSC が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)における政策体系図は以下のとおりです。

政策体系図



WEB

スポーツ基本法【スポーツ庁HP】

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1371905.htm

WEB

スポーツ基本計画【スポーツ庁HP】

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413.htm

WEB

中期目標

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/126/Default.aspx>

中期目標

JSC は、スポーツの力により、よりよい未来を育てるため、平成 30 年度に開始された第 4 期中期目標期間において、文部科学省・スポーツ庁と連携の下「一億総スポーツ社会」の実現に取り組み、日本のスポーツ界における中核的な拠点としての政策実施機能を的確に発揮してまいります。

概要

我が国においては、令和元年度に開催されたラグビーワールドカップ 2019 や東京2020大会等の大規模国際競技大会の開催を控え、これまでになくスポーツに対する関心が高まっています。

JSCは、この絶好の機会を逃すことなく、子供たちはもとより広く国民各層に対し、スポーツにより人生を健康で生き生きとしたものにし、年齢、性別、障害等の有無に関わらず、スポーツを通じて人々がつながり、前向きで活力に満ちた社会を作ることができるなど、スポーツの価値を伝え、「スポーツ参画人口」を拡大し、関係各団体との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組み、日本のスポーツ界における中核的な拠点としての政策実施機能を的確に発揮することが求められています。

こうした、JSC の位置付け及び役割を踏まえ、「独立行政法人日本スポーツ振興センターが達成すべき業務運営に関する目標（文部科学省指示 平成30年3月1日・令和2年3月5日改正）」は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣である文部科学大臣により、JSC が達成すべき業務運営に関する中期目標が定められています。

中期目標の期間

第 4 期中期目標の期間は、スポーツ基本計画の取組を着実に実施すること及びその評価を行う必要があることから、平成 30 年4月1日から令和 5 年3月 31 日までの5年間となっています。

WEB

中期目標

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/126/Default.aspx>

一定の事業等のまとめりとごとの名称等

JSC では、中期目標における一定の事業等のまとめりとごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。一定の事業のまとめりと各勘定区分の関係は以下のとおりです。

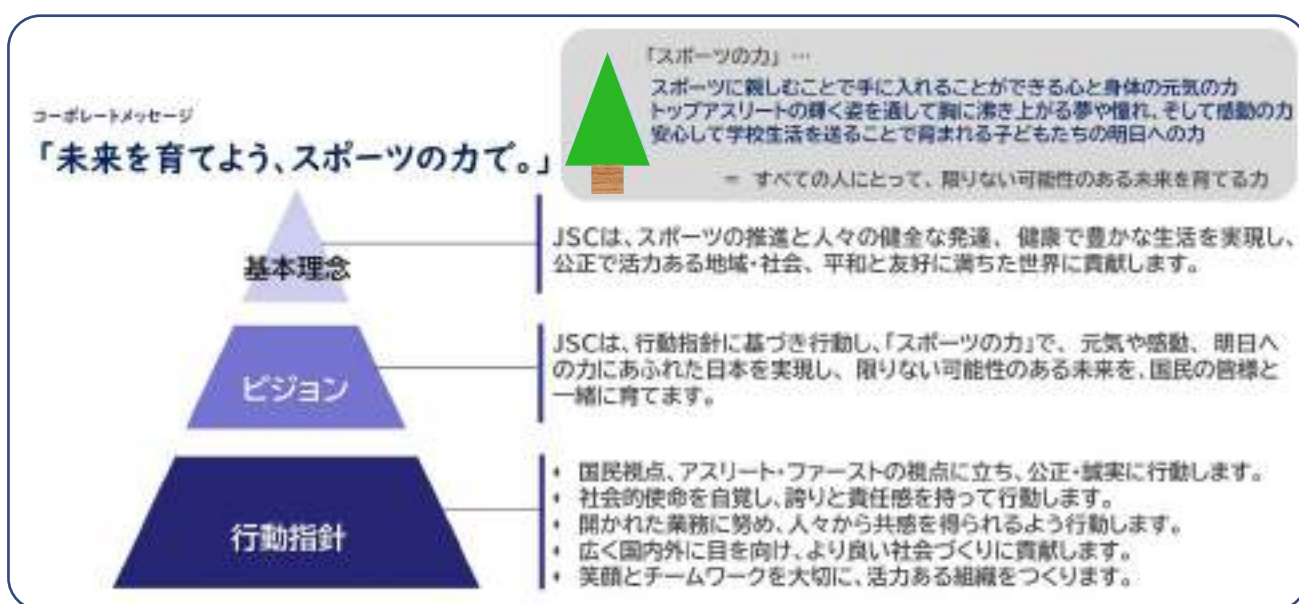
一定の事業等のまとめり	勘定区分
スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等	特定業務勘定 一般勘定
国際競技力向上のための取組	特定業務勘定 一般勘定
スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施	投票勘定 一般勘定
スポーツ・インテグリティの保護・強化	一般勘定
災害共済給付の実施と学校安全支援の充実	災害共済給付勘定 免責特約勘定 一般勘定
国内外の情報の分析・提供等	一般勘定

法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

JSC は、スポーツの力により、よりよい未来を育てるため、「未来を育てよう、スポーツの力で。」というコーポレートメッセージの下、第4期中期目標の達成及びその先の社会づくりに貢献するため中長期的な戦略の検討を進めるなど、理事長のリーダーシップの下、取組を推進してまいります。

基本理念等

JSC では、「未来を育てよう、スポーツの力で。」というコーポレートメッセージのもと、基本理念(存在意義)、ビジョン(目指す姿)を定め、5つの行動指針を定めています。この理念の実現に向け、学校教育現場やアスリートの皆様等、様々な業務を通じて、国民の皆様と接していることを意識しつつ、重要な経営資源として法人の根幹を形成する一人ひとりの職員が仕事へのやりがいや誇りを持つ組織にすることが、より質の高いサービスを提供するため重要であると考えております。これらの取組により、JSC はスポーツを通じ、人々から共感される事業を行う組織を目指します。



WEB

基本理念等

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/751/Default.aspx>

将来に向けた中長期戦略の立案等

上記基本理念等の実現に向け、令和元(2020)年が日本にとって大きな変革期の年であり、新時代に我が国唯一のスポーツの独法として発展するためのチャンスと捉え、「業務の見直し」「大規模所有施設の持続可能な維持管理」などの課題解決のため、次のような方針を盛り込んだ将来の中長期的な戦略に基づき、「環境づくり」「組織づくり」「風土づくり」に向け取組んでいます。

○ 「スポーツ振興」という業務の遂行を通じ、国民生活・社会を良くし人々から共感されるような、持続可能な社会貢献

○ 「業務遂行型・自己完結型」の業務のみならず「企画提案型・他機関連携型」の業務に向けた、法人の業務内容・方法の転換併せて、理事長のリーダーシップの下、電子決裁システム、勤怠管理システム、ペーパーレス化など、業務のICT化による業務効率化を推進しています。



中期計画及び年度計画

JSC は、スポーツの力により、よりよい未来を育てるため、第 4 期中期目標に基づく第 4 期中期計画及び毎年度の年度計画を策定し、目標の達成状況を可視化し、評価を効率的に実施するなど、事業の着実な実施をしております。

JSC は、主務大臣による中期目標を達成するため、独立行政法人通則法第 30 条第 1 項の規定に基づき、中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けています。また、毎年度、同計画に基づく年度計画を作成しています。第4期中期計画及び令和元年度計画との関係は、以下のとおりです。

第4期中期計画と主な指標等	令和元年度計画と主な指標等
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	
1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> 保有するスポーツ施設の活用により、国民がスポーツに参画する機会をより多く提供できるよう、長年蓄積してきたノウハウや経験を活用した効率的な管理運営を行うとともに、施設利用者に応じた調査を行うことにより、施設利用者のニーズを的確に捉えた安心感や満足度の高いサービスを提供する。 新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たって、「新国立競技場の整備計画」(平成 27 年 8 月 28 日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定)に基づく「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」による検討結果等を踏まえた適切な対応を行う。 	<p>同左</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【中期目標に定められた評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者のニーズ等を踏まえた改善を実施し、その改善効果を把握するためアンケートやヒアリング等による満足度調査を行い、80%以上から「満足している・やや満足している」との高評価を得る。 保有するスポーツ施設の活用を促進し、「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口を前年度比で増加させる。 </div>
2. 国際競技力向上のための取組に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> 国立スポーツ科学センターとナショナルトレーニングセンターから構成されるハイパフォーマンススポーツセンターの機能の整備・充実を図る。 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会及び中央競技団体等と連携し、2020 年東京大会だけでなく、その後を見据え、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績をおさめることができるようオリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート機能及び高度な科学的トレーニング環境を提供する。 	<p>同左</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【中期目標に定められた評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> オリンピック・パラリンピックにおける我が国のトップアスリートの成績(過去最高のメダル数を獲得する等)及び当該成績への寄与・貢献状況* <p>*オリンピック・パラリンピックが開催されない年度については、世界選手権大会等の主要な国際競技大会における成績等を踏まえ、次のオリンピック・パラリンピックでの我が国のトップアスリートの優秀な成績獲得に向けた JSC の国際競技力向上のための取組の進捗状況により評価を行う。</p> </div>
3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> スポーツ振興くじによる助成金について、地域スポーツの振興を図る上で非常に重要な財源であるため、くじ市場が減少傾向にあり、安定的な売上を確保することの難易度が高まってきている状況を踏まえながら、助成財源の確保に努めることとする。 スポーツ振興くじの助成金の配分に当たって、地域スポーツの振興に関するニーズ等を踏まえた効果的な助成や評価結果による助成メニューの見直し等を行うことにより、地域のスポーツ参画人口の増加に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ振興基金による助成について、その安定的な運用を図るとともに、スポーツの振興に関するニーズ等を踏まえ、安定的かつ効果的な助成を行う。 スポーツ振興くじについて、売上の目標を 1,000 億円とし、その具体的な取組内容はスポーツ振興投票等業務に係る 2019 事業年度事業計画(平成 31 年 3 月 27 日付け文部科学大臣認可)によることとする。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【中期目標に定められた評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ振興くじの売上を中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均と同規模程度の売上を達成する。 スポーツ振興くじによる助成により、助成した事業の「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口を前年度比で増加させる。 </div>

4. スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する事項

○ スポーツ・インテグリティの保護・強化について、スポーツにおけるドーピングの防止活動並びにスポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の情報収集及びモニタリングに取り組むことにより、我が国におけるクリーンでフェアなスポーツの推進を図り、スポーツの価値の向上に寄与する。

○ スポーツ・インテグリティの保護・強化について、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律(平成 30 年法律第 58 号)の目的及び基本理念等を尊重し、スポーツにおけるドーピングの防止活動(以下「ドーピング防止活動」という。)を更に推進する。

○ スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の情報収集並びに「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」(平成 30 年 12 月 20 日スポーツ庁)を踏まえ、ガバナンスやコンプライアンスの状況改善を支援するために中央競技団体に対するモニタリングを行うとともに、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の運用等について体制を強化し取り組む。

【中期目標に定められた評価指標】

・JSC が行うドーピング防止活動の実施状況や取組内容等について、外部評価会議の点検を受け、フェアプレイに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するために「効果的」等の高評価を得る。

・毎年度5つのスポーツ団体に対して継続的なモニタリングやその結果の共有等を行い、当該団体のスポーツ・インテグリティの保護・強化に関する理解促進等を図り、スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンスに関する取組等を促進する。

・ウェブサイトやスポーツ団体ガバナンス支援委員会、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度に関する取組について、利用対象者がいつでも利用可能となるよう安定的に運用する。^{*}

^{*}令和2年3月5日付けの中期目標の改正に伴い追加された指標で、令和2年度の業務に関するもの。

5. 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実に関する事項

○ 災害共済給付について、学校の管理下の災害に対し給付を行う公的制度として、公正かつ適切な給付事務を着実に実施するとともに、利用者への一層の制度周知等を行うことにより、子ども子育て支援のための新施設等に対する加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務の効率化等の改善に取り組む。

○ 学校安全支援について、給付業務から得られた事故情報を学校関係者へ分かりやすく提供を行うとともに、関係団体との新たな連携・協力の下、学校現場における事故防止の取組を支援する。

○ 災害共済給付業務の実施において、公正かつ適切な給付を着実に実施するとともに、子ども子育て支援のための新施設等に対する加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務の効率化等の改善に取り組む。

○ 学校における事故防止のための取組を効果的に支援するため、災害共済給付業務の実施によって得られた災害事例等を整理・分析し、学校関係者等に分かりやすく提供するとともに、関係団体との新たな連携・協力体制を構築する。

【中期目標に定められた評価指標】

・中期目標期間の最終年度において、子ども子育て支援新制度開始(平成 27 年度)以後に災害共済給付の加入対象となった教育・保育施設における同制度への加入率を 65%以上とする。

・中期目標期間の最終年度において、平成 29 年度の差戻し件数と比較して 10%削減する。

・中期目標期間の最終年度において、学校現場に提供している事故防止のための資料等の活用状況を調査し、80%以上から「活用している」などの高評価を得る。

6. 国内外の情報の分析・提供等に関する事項

○ 諸外国の政府系スポーツ機関、国際スポーツ団体、国際機関、及び地方公共団体や国内スポーツ関係団体等とのネットワークや海外拠点を活用し、スポーツ参加促進やスポーツを通じた国内外の社会の発展等に関する国内外の最新の取組や動向等の情報を継続的に毎年度 100 件以上収集し、分析した上で、スポーツ庁、地方公共団体、スポーツ関係団体等に有効な情報を提供することを通じて、我が国のスポーツ政策とスポーツの取組の推進を図る。

○ 業務の展開に当たっては、国内で開催される大規模国際スポーツイベントを踏まえつつ、中期目標期間を通じて各業務で着実に成果を創出できるよう、年度毎の優先度を設定して実施する。

○ 我が国のスポーツ政策とスポーツの取組の推進に資するため、諸外国の政府系スポーツ機関、国際スポーツ団体、国際機関及び地方公共団体や国内スポーツ関係団体等とのネットワークや海外拠点を活用し、スポーツ参加促進やスポーツを通じた国内外の社会の発展等に関する最新の取組や動向等の情報を収集し、分析した上で、スポーツ庁、地方公共団体、スポーツ関係団体等に提供する。

【中期目標に定められた評価指標】

・JSN の取組や海外スポーツ機関とのネットワーク等から有用であると思われる情報を毎年度 100 件以上収集する。

・JSC が提供した情報が、スポーツ庁をはじめとした関係機関の政策・施策の立案過程において、有効に活用されたかを調査し、毎年度 80%以上から「有効な情報である・やや有効な情報である」などの高評価を得る。

—	7 共通の事項
—	○ 上記の1から6までに掲げる各事業について、国民の理解促進及び業務の透明性確保の観点から、情報公開法に基づく情報提供はもとより、マスメディア、ホームページ及びソーシャルメディア等を活用し、適時適切な情報発信を展開する。
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	
○ 2020年東京大会等の大規模国際大会が我が国で開催されることを踏まえ、JSCを取り巻く状況の変化に対応しつつ、業務の質の確保に留意し、業務運営や組織体制を見直すことにより、一般管理費と事業費の合計及び人件費について、中期目標期間の最終年度において、それぞれ平成29年度比5%以上の削減を図る。	同左
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置	
1. 予算の適切な管理と効率的な執行等	
○ 業務成果の最大化を実現するため、中期目標期間を通じて適切な予算配賦を行うとともに、予算の執行状況の一元的な管理や、定期的かつ適時の予算配賦の見直しなどを行うことにより、予算を計画的・効率的に執行する。	同左
2. 自己収入の拡大	
○ 自己収入について、中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均に比べ3%以上の増加を図るため、スポーツ施設の使用料収入等を増加することはもとより、新たな自己収入の拡大方策を取り入れることも含め、多様な財源の確保に努める。	○ 自己収入について、中期目標を達成するため、スポーツ施設の使用料収入等を増加することはもとより、新たな自己収入の拡大方策を取り入れることも含め、中期目標期間中に多様な財源を確保できるよう、平成30年度に作成した自己収入の拡大のためのロードマップに沿って取組を行う。
3. 期間全体に係る予算(人件費の見積りを含む。)	3 令和元年度の予算(人件費の見積りを含む。)
4. 期間全体に係る収支計画	4 令和元年度の収支計画
5. 期間全体に係る資金計画	5 令和元年度の資金計画
IV. 短期借入金の限度額	
○ 業務運営上必要な短期借入金の限度額は、10億円とする。	同左
V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	
○ スポーツ振興基金に充てるため政府が出資した金額については、「スポーツ振興基金の取扱いについて」(平成27年9月3日付け27文科ス第349号)に基づき、国庫納付を行う。	○ スポーツ振興基金に充てるため政府が出資した金額については、「スポーツ振興基金の取扱いについて」(平成27年9月3日付け27文科ス第349号)に基づき、25億円を国庫納付する。
VI. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
○ 重要な財産等を譲渡し、又は担保に供する計画はない。	同左
VII. 剰余金の使途	
○ 決算において剰余金が生じたときは、次の事項に充てる。 1 スポーツ施設の保守・改修 2 スポーツ振興基金助成事業の充実 3 情報システム関連の整備 4 人材育成 5 職場環境の改善 6 広報、成果の発表・啓発 7 主催事業及び調査研究事業の充実	同左

Ⅷ. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項	
1. 長期的な視野に立った施設整備の実施	
○ 長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を作成し、計画的な整備を行うとともに、整備・修繕計画については、随時の更新を行う。また、アンケート調査等により、施設利用者のニーズを的確に捉えた整備を行うとともに、バリアフリーへの対応等を図る。	同左
2. 内部統制の強化	
○ 前中期目標期間において、新国立競技場の整備に係るガバナンス体制の不備が見受けられたこと、及び会計検査院からの不適切な会計処理について指摘を受けたことを踏まえ、法令等を遵守するとともに、理事長のリーダーシップの下、役職員の意識改革や内部統制システムの整備を進める。	○ 内部統制について、情報公開法等国の法令に対するコンプライアンスに特に留意して業務を行い、法人の目的を有効かつ効率的に果たす観点から、JSC 内の内部統制委員会において内部統制アクションプランの策定及び進捗確認を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る。
3. 適正な人員配置等	
○ 質の高い業務運営を行い、JSC の目的を確実に達成するため、中期目標期間を通じて専門性のある業務を含め必要な人材の育成・確保に努めるとともに、人員の適正かつ柔軟な配置を行い、組織の機能を向上させる。	○ JSC を取り巻く環境を踏まえつつ、変容する社会に対応し、スポーツ振興を通じた新たな価値の創出や社会的課題解決への貢献を行うため、中長期的な戦略を策定するとともに、質の高い業務運営を行い、組織の機能を向上させるよう、適正かつ柔軟な人員配置を行う。
4. 情報セキュリティ対策の強化	
○ 情報セキュリティについて、中期目標期間を通じて情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化する。	○ 情報セキュリティについて、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化する。
5. 中期目標の期間を超える債務負担行為	
○ 中期目標期間を超える債務負担については、JSC の業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。	○ 中期目標期間を超える債務負担として、次のものについて行う。 ・特定業務における経費の支払に係る長期借入金の一部
6. 積立金の使途	
○ 前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14 年法律第 162 号)に定める業務の財源に充てる。	同左

※表中の表記は、中期計画及び年度計画に記載されている表記としています。

WEB

中期計画

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/127/Default.aspx>

WEB

年度計画

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/128/Default.aspx>

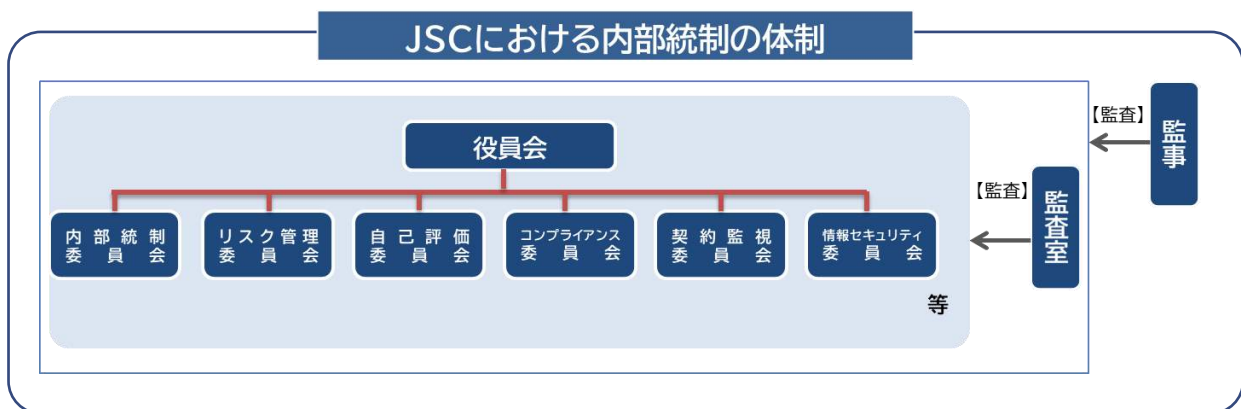
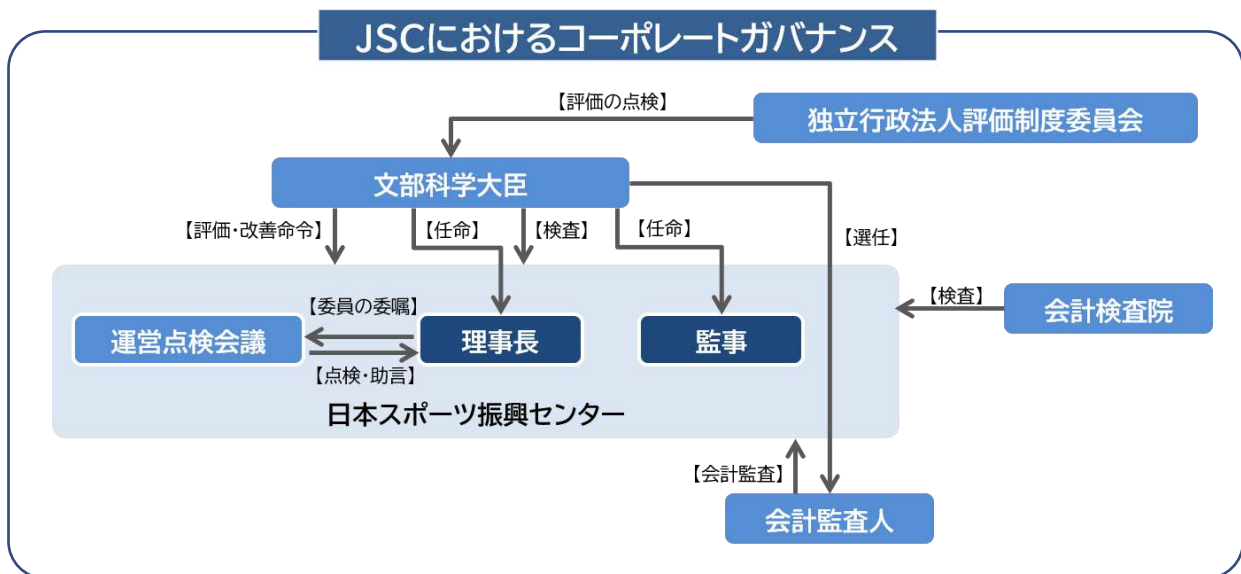
持続的に適正なサービスを提供するための源泉

JSC は、スポーツの力により、よりよい未来を育てるため、外部有識者により構成される「運営点検会議」のモニタリングを受けるなど、持続的に適正なサービスを提供するための内部統制システムを整備するとともに、様々な源泉の有機的な活用を進めてまいります。

ガバナンスの状況

ガバナンスの体制は以下のとおりです。なお、平成 26 年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、役員会の運営方法の見直しや内部統制委員会の設置等を通じて、JSC の役職員の職務の執行が独立行政法人通則法などの関係法令に適合するための体制その他 JSC の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備し、JSC のミッションを効率的かつ効果的に達成していく体制を構築しています。また、内部統制機能の有効性をチェックするため、会計監査人の監査のほか、外部有識者からなる運営点検会議を設け、定期的なモニタリング等を実施しております。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。



運営点検会議の設置

平成 26 年度業務実績評価における文部科学大臣からの指摘を踏まえ、平成 27 年度より、理事長によるガバナンスに関する点検や必要な助言を得ることを目的に、外部有識者による運営点検会議を設置しています。

<運営点検会議 委員一覧> ◎委員長 ○委員長代理

委員名	肩書
◎ 柏木 昇	東京大学 名誉教授
小林 英嗣	北海道大学 名誉教授
佐野 恵子	公認会計士
芝 昭彦	弁護士
○ 高橋 徳行	トヨフジ海運株式会社 代表取締役社長
中屋 祐司	一般社団法人共同通信社 常務理事
三屋 裕子	公益財団法人日本バスケットボール協会 会長

(五十音順・敬称略・肩書は令和2年3月末時点)

WEB

運営点検会議

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/775/Default.aspx>

役員等の状況

役員等の状況

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	大東 和美	自 平成 30 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日 (2 期 目)		昭和 46 年 4 月 住友金属工業株式会社入社 平成 11 年 4 月 住友金属工業株式会社九州支社支社長 平成 17 年 4 月 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー専務取締役 平成 18 年 6 月 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー代表取締役社長 平成 20 年 7 月 社団法人日本プロサッカーリーグ理事 平成 22 年 7 月 社団法人日本プロサッカーリーグ理事長(Jリーグチェアマン) 平成 26 年 2 月 株式会社Jリーグメディアプロモーション取締役会長 平成 26 年 3 月 公益財団法人日本サッカー協会名誉副会長
理事	岸 千秋	自 令和元年 10 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日 (1 期 目)	経営戦略室、総務部、財務部、国立登山研修所、学校安全部業務担当	昭和 54 年 4 月 国立競技場採用 平成 30 年 2 月 独立行政法人日本スポーツ振興センター総務部長
理事	今泉 柔剛	自 令和元年 10 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日 (2 期 目)	新国立競技場設置本部、国立競技場、スポーツ博物館、スポーツ振興事業部、広報室業務担当	平成 6 年 4 月 文部省採用 平成 27 年 10 月 スポーツ庁国際課長 平成 30 年 7 月 退職(役員出向)
理事	勝田 隆	自 令和元年 10 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日 (3 期 目)	情報・国際部、ハイパフォーマンススポーツセンター、スポーツ・インテグリティ・ユニット業務担当	平成 16 年 4 月 仙台大学体育学部教授 平成 23 年 4 月 筑波大学スポーツ R&D コア主幹研究員・客員教授 平成 25 年 4 月 独立行政法人日本スポーツ振興センター採用 平成 29 年 1 月 ハイパフォーマンスセンター長(ほか:国立スポーツ科学センター長等)

理事	矢神 俊郎	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日 (3期目)		昭和50年4月 三菱重工業株式会社入社 平成14年5月 本社勤労部長 平成17年7月 本社人事部長 平成20年7月 本社総務部長 平成21年4月 執行役員 本社総務部長 平成23年6月 常勤監査役 平成27年6月 特別顧問
監事 (常勤)	小林 順治	自 平成30年9月1日 至 令和4事業年度 財務諸表承認日 (2期目)		昭和53年4月 上智大学経済学部経営学科専任講師 昭和57年4月 上智大学経済学部経営学科助教授 平成元年4月 上智大学経済学部経営学科教授
監事 (非常勤)	大橋 玲子	自 平成30年9月1日 至 令和4事業年度 財務諸表承認日 (2期目)		平成3年10月 センチュリー監査法人(現 EY 新日本 有限責任監査法人)入所 平成21年7月 大橋公認会計士事務所所長 平成26年6月 監査法人八雲代表社員(現任)

(令和2年3月31日現在)

WEB

役職員の状況

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/67/Default.aspx>

会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

職員の状況

常勤職員は、令和元年度末現在404人(前期末比1人減、0.2%減)であり、平均年齢は42.76歳(前期末42.67歳)となっています。このうち、国等からの出向者は42人、民間からの出向者は1人、令和2年3月31日退職者は26人です。

重要な施設等の整備等の状況

当事業年度中に完成した主要な施設等

国立競技場



- 取得価額 146,658 百万円
- 財 源 特定金額
政府出資金
運営費交付金
都道府県整備費負担金
- 施設概要 2019年11月30日に新しい国立競技場が完成しました。現在は、東京2020大会に向け、東京2020大会組織委員会による大会準備のための工事が実施されています。

国立代々木競技場第一体育館(耐震改修等工事)



- 取得価額 12,748 百万円
- 財 源 特定金額
施設整備費補助金
- 施設概要 1964年東京オリンピックのために建設され、高張力による吊り屋根方式という構造の建築で、その造形の美しさは国際的に高い評価を得ています。現在、各種スポーツの競技場として、またコンサートなど文化的行事にも利用されています。

ナショナルトレーニングセンター 屋内トレーニングセンター・イースト



- 取得価額 20,911 百万円
- 財 源 政府出資
- 施設概要 多くのパラリンピック競技アスリートの利用に対応するため、様々なユニバーサルデザインを採用し、バリアフリー環境を実現しています。
東京 2020 大会で使用する競技備品を備えた 5 つの専用練習場や共用コートでのトレーニングに加え、食事、宿泊及びリカバリーを同一の建物内で集中的かつ継続的に行うことで、国際競技力向上を図ります。

■ 当事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充
国立代々木競技場第二体育館(耐震改修等工事)

■ 当事業年度中に処分した主要な施設等
該当なし

純資産の状況

資本金の状況

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	240,194	20,911	2,500	258,605
資本金合計	240,194	20,911	2,500	258,605

当期増加額はナショナルトレーニングセンター屋内トレーニングセンター・イーストの追加出資によるものです。
当期減少額は中期計画に基づきスポーツ振興基金のうち 2,500 百万円を国庫納付したものです。

目的積立金等の状況

令和元年度の当期総利益のうち、317 百万円はスポーツ振興基金事業の目的積立金としての申請を行いました。
前中期目標期間繰越積立金取崩額 473 百万円は、スポーツ振興基金助成事業等に充てるため、平成 30 年 6 月 29 日付けにて主務大臣から承認を受けた 1,548 百万円のうち 473 百万円について取り崩したものです。

財源の状況

財源の内訳

(単位:百万円)

区分	金額	構成比率(%)
運営費交付金	17,961	7.3%
国庫補助金等	2,352	1.0%
自己収入	114,326	46.4%
準備金戻入	36,135	14.7%
長期借入金等	24,560	10%
都道府県整備費負担金	41,402	16.8%
その他収入	6,997	2.8%
積立金取崩額	2,871	1.2%
合計	246,605	100%

(注) 各金額と合計の数字は四捨五入の関係で一致しません。

自己収入に関する説明

(単位:百万円)

	収入額	概要	収入先
基金運用収入	497	政府出資金及び民間出えん金を基にした資金運用による収入	金融機関等
国立競技場等運営収入	1,362	国立競技場、国立代々木競技場、秩父宮ラグビー場におけるスポーツイベント等の施設利用等による収入	スポーツ競技団体等
国立スポーツ科学センター運営収入	410	国立スポーツ科学センターにおける施設利用及びスポーツ診療事業等による収入	スポーツ競技団体等
NTC 運営収入	612	ナショナルトレーニングセンターにおける施設利用及びネーミングライツ等による収入	スポーツ競技団体、民間企業等
国立登山研修所運営収入	5	国立登山研修所で実施する研修会における施設利用等による収入	都道府県教育委員会、各山岳関係団体等の各種団体・個人等
スポーツ及び健康教育普及事業収入	97	国立代々木競技場における各種スポーツ教室等の収入、記念行事の協賛金による収入等	民間企業、個人等
スポーツ振興投票事業収入	94,325	スポーツ振興投票券の販売等による収入	スポーツ振興投票券の購買者等
共済掛金収入	17,018	災害共済給付及び免責特約に係る共済掛金による収入	学校や保護者等
合計	114,326		

社会及び環境への配慮等の状況

JSC は、社会及び環境への配慮として、以下のような取組を行っております。

環境配慮方針

JSC は、地球環境の保全が、人類共通の重要な課題の一つであること、また設立目的である「スポーツの振興と児童生徒等の健康の保持増進を図ることで、国民の心身の健全な発達に寄与すること」を達成するためには欠かすことのできない重要な要素の一つであることを認識し、基本方針に沿って、着実かつ継続的に地球環境の保全に取り組んでいます。

WEB

環境配慮方針

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/421/Default.aspx>

「子供の権利とスポーツの原則」に関する取組

『子どもの権利とスポーツの原則』とは、ユニセフ(国連児童基金)と日本ユニセフ協会が『子どもの権利条約』が誕生した日に合わせ、真に子供の健全で豊かに充ちた成長を支えるスポーツを実現するために、スポーツに関わるすべての大人が協力して取り組むための新たな指針として、平成30年11月20日に発表したものです。

ユニセフとして初めて、スポーツにおける子供の権利を謳う本原則は、JSC を含めた国内外の専門家と連携して作成を進めてきたものです。

JSC は、基本理念やビジョン、行動指針に則り、事業活動を通じて、本原則が掲げる理念の実現に貢献してまいります。特に、国際的な活動やスポーツ・インテグリティ(誠実性・高潔性・健全性)の保護・強化への取組、学校安全に関する取組など、スポーツ界唯一の政府系機関として、各事業を通じて貢献できる面は大きいと考えています。



WEB

子どもの権利とスポーツの原則に関する取組

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/421/Default.aspx>

「ブライトン・プラス・ヘルシンキ2014宣言」への署名

JSC は、男女平等を土台として持続可能なスポーツ文化を創出することをビジョンとする「国際女性スポーツワーキンググループ(International Working Group on Women and Sport)」が発表する、2014 年に見直しが行われた女性スポーツ発展のための国際的な戦略「ブライトン・プラス・ヘルシンキ 2014 宣言」に、スポーツ庁等とともに署名しています。

WEB

ブライトン・プラス・ヘルシンキ 2014 宣言【スポーツ庁 HP】

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop11/list/1387282.htm

その他源泉の状況

我が国のスポーツ振興の中核機関として政策実施機能を的確に発揮するため、以下に掲げる取組が、法人の強みや基盤を維持・創出していくための主要な源泉であると捉えております。

関係機関との連携・協働

JSC の目的を達成するためには、スポーツや学校安全等の様々な関係機関との連携・協働が重要であると考えており、国内外のスポーツ関係団体や地方公共団体、教育関係機関等とのネットワークを充実させることで、業務成果の最大化を図っております。

情報資産の積極的な活用

JSC の各事業を通じて得られた様々な情報(スポーツ医・科学研究成果、スポーツの国内外の動向、学校事故防止、安全登山等)について、セキュリティ等の安全面に留意した上で効果的に関係者へ提供することで、様々な取組の発展に寄与しています。

業務運営上の課題・リスク及びその対応策

JSC は、スポーツの力により、よりよい未来を育てるため、リスク管理方針を定め、その運用体制を構築し、取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応してまいります。また、リスク管理委員会を定期的に開催し、その推進状況をモニタリングしてまいります。

リスク管理の状況

リスク管理方針

JSC においては、「リスク管理」を「将来において発生が予想される事象であって、JSC の業務実施を阻害する可能性がある要因に対して、事前にリスクとして識別・分析・評価し、当該リスクへの適切な対応及び損失の最小化を図る措置を行うための組織的活動」と定義しています。

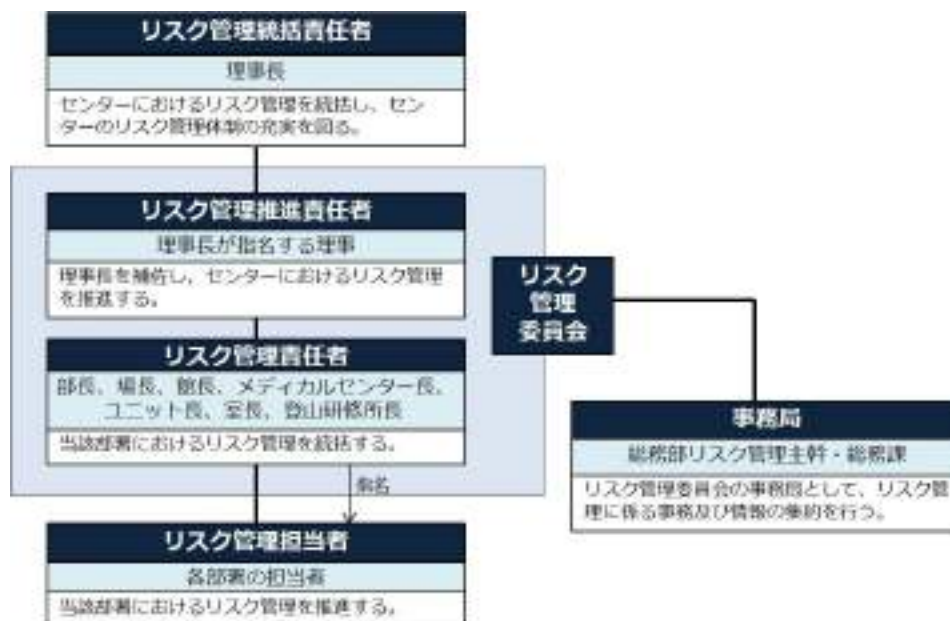
また、リスク管理の目的を以下に定め、JSC の継続的かつ安定的な業務の遂行・発展を確保します。

- JSC の存在価値及び社会的評価の維持・向上
- 継続的かつ安定的な業務の遂行
- 国民からの信頼性の維持・向上
- 役職員の安全確保、健康確保
- 資産の保全

リスク管理体制

■ 平常時におけるリスク管理

リスク管理委員会において「リスク管理基本計画」を策定し、当該計画に基づき、担当部署においてリスクの再評価を行い、優先的に対応すべきリスクを選定し「リスク管理アクションプログラム」を策定しています。



■緊急時における危機対応

事象が発生した場合、それが危機(又は危機の前兆)であるかどうか即時に見極め、危機と認識した場合(判断に迷う場合も含む。)は、直ちに、組織としての情報の共有化を図っています。



リスクへの対応策の状況等

組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応状況については、リスク管理委員会において「リスク管理基本計画」を策定し、当該計画に基づき、担当部署においてリスクの再評価を行い、優先的に対応すべきリスクを選定し「リスク管理アクションプログラム」を策定しています。

リスク対策の実施状況については、リスク管理委員会において定期的に検証・フォローを行い、着実に実施しています。令和元年度のリスク管理委員会の開催状況は以下のとおりです。

<令和元年度リスク管理委員会の開催状況>

回数	日付	議題
第1回	H31年4月26日	H30年度リスク管理取組報告 H31年度アクションプログラムの策定等
第2回	R1年10月10日	R1年度リスク管理アクションプログラム実施状況(中間)確認等

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和元年度リスクアクションプログラム実施状況の確認及び令和2年度リスク管理基本計画の策定については、令和2年6月にリスク管理委員会を開催し決定しました。

WEB

業務方法書

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/125/Default.aspx>

WEB

リスク管理

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/795/Default.aspx>

業績の適正な評価の前提情報

JSCは、スポーツの力により、よりよい未来を育てるため、「スポーツ施設運営事業」等、6つの事業をまとまりとして、それぞれの事業特性に応じた取り組みを推進してまいります。

スポーツ施設運営事業

各種スポーツの国際大会やイベント等を開催するスポーツ施設の管理・運営を行っています。また、登山に関する指導者等の養成及び情報提供業務を行う「国立登山研修所」、そしてスポーツ文化の歴史と伝統を伝える「秩父宮記念スポーツ博物館・図書館」の管理運営業務を行っています。



国際競技力向上事業

ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）は、オリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、国立スポーツ科学センター（JISS）と味の素ナショナルトレーニングセンター（NTC）が持つスポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート及び高度な科学的トレーニング環境を提供し、各種スポーツ資源の開発等を行います。このような取組を通じ、国内外のハイパフォーマンススポーツの強化に貢献しています。

国際競技大会等における優れた成績

国際競技力の向上のための取組



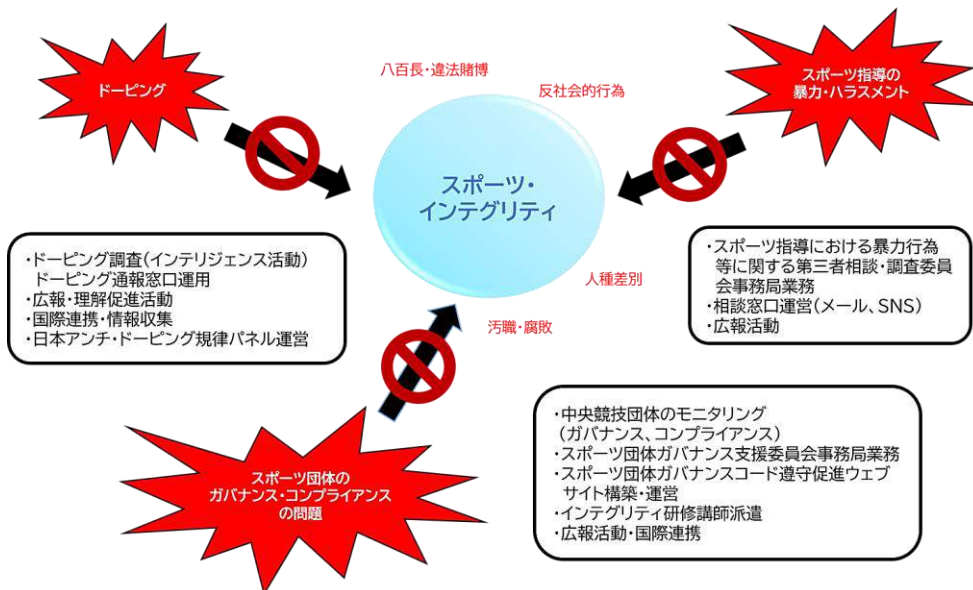
スポーツ振興助成事業

我が国のスポーツの国際競技力の向上、地域におけるスポーツ環境の整備・充実など、スポーツの普及・振興を図るため、スポーツ振興事業助成(スポーツ振興基金助成、スポーツ振興くじ助成及び競技力向上事業助成等)を行っています。



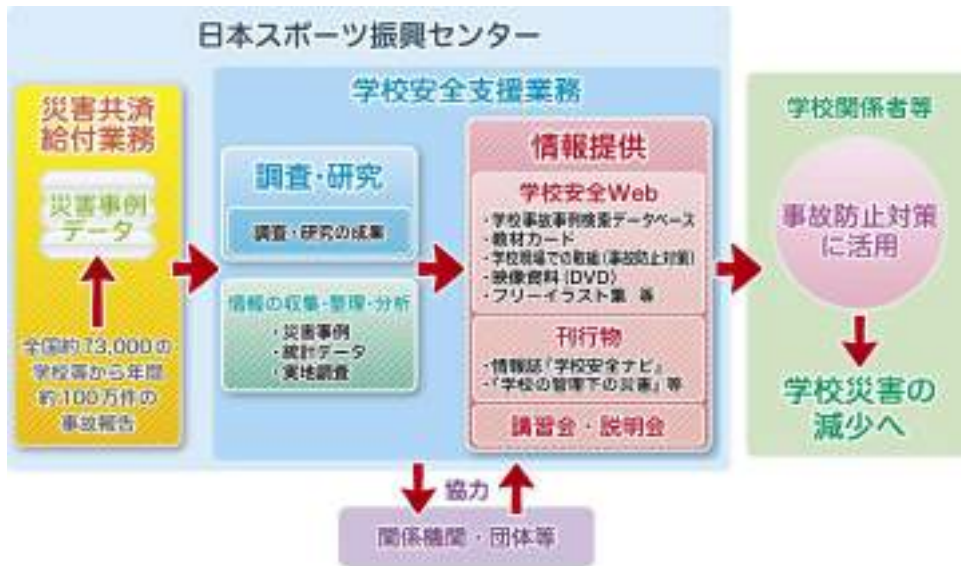
スポーツ・インテグリティの保護・強化事業

JSCでは、2014年から「スポーツ・インテグリティ・ユニット」を設置し、ガバナンス欠如、暴力、ドーピング等の様々な脅威から、Sport Integrity(スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性)を守る取組を実施しています。



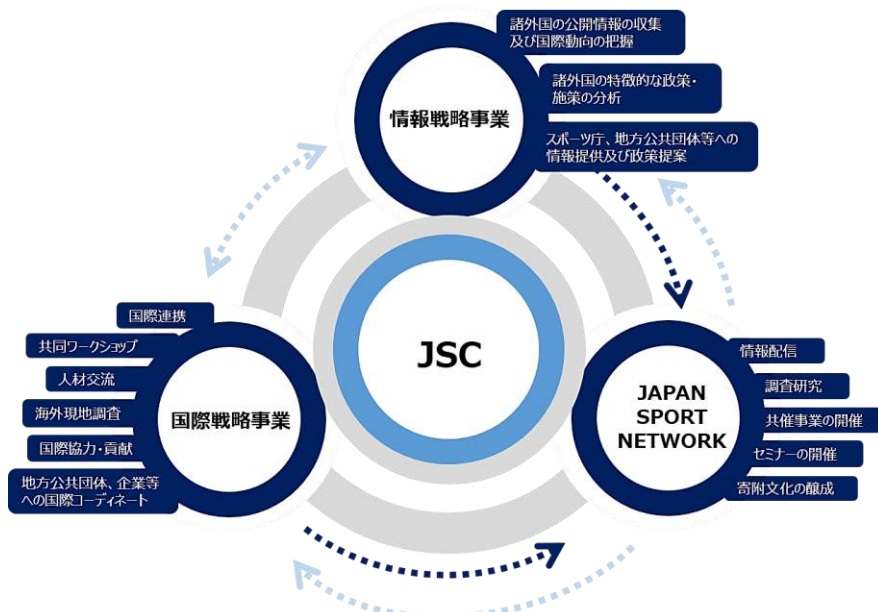
災害共済給付及び学校安全支援事業

学校の管理下における児童生徒等の災害に関する医療費等の給付並びに災害を未然に防止するための学校安全支援に関する調査研究、研究成果の公表及び普及活動を行っています。



情報の分析・提供事業

スポーツ基本法及びスポーツ基本計画の趣旨に則り、日本のスポーツ推進のために必要な情報を扱う中枢機関として、国内外の情報を統合・分析し、日本のスポーツ政策・施策の検証・提案を行っています。



WEB

各事業概要

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/124/Default.aspx>

業務の成果と使用した資源との対比

JSC は、スポーツの力により、よりよい未来を育てるため、法人に設置した「自己評価委員会」など、部署横断的な会議開催を通じ、業務の実施状況を的確に把握し、目標達成に向けたプロセスを把握することにより、適切な業務の進捗管理をしてまいります。

令和元年度の業務実績とその自己評価

令和元年度は、東京2020大会に向けた重要な時期と位置付け、令和元年 11 月の国立競技場の完成等、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。

各業務の具体的な取組結果と行政コストとの関係の概要については以下のとおりです。詳細につきましては、令和元年度業務実績報告書(自己評価)をご覧ください。

(単位:百万円)

番号	項目	令和元年度 自己評価	行政コスト
I 1	スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等	A	2,554
I 2	国際競技力向上のための取組	A	9,915
I 3	スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施	A	132,115
I 4	スポーツ・インテグリティの保護・強化	A	111
I 5	災害共済給付の実施と学校安全支援の充実	A	1,624
I 6	国内外の情報の分析・提供等	A	391
II	業務運営の効率化に関する事項	B	—
III 1・2	予算の適切な管理と効率的な執行等／自己収入の拡大	B	—
VIII 1	長期的視野に立った施設整備の実施	A	—
VIII 2	内部統制の強化	B	—
VIII 3	適切な人員配置等	B	—
VIII 4	情報セキュリティ対策の強化	B	—

(注)行政コストとは、独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するものです。

WEB

業務実績報告書(自己評価)

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/129/Default.aspx>

【業務実績と評価区分の関係】

- S: 当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
- A: 当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合)。
- B: 中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上)。
- C: 中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
- D: 中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

WEB

独立行政法人の評価に関する指針【総務省HP】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000605565.pdf

主務大臣による過年度の総合評価の状況

第4期中期目標期間(平成30年4月1日～令和5年3月31日)における、文部科学大臣による総合評価の状況は以下のとおりです。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
評価	B	—	—	—	—
理由	平成30年度については、項目別評価でAの項目が一部あり、その他の項目も中期計画等で定められたとおり、概ね着実に業務が実施され、全体として概ね中期計画等における所期の目標を達成していると認められた。				

WEB

主務大臣による評価

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/131/Default.aspx>

【業務実績と評価区分の関係】

- S: 当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A: 当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B: 全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C: 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D: 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

WEB

独立行政法人の評価に関する指針【総務省HP】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000605565.pdf

予算と決算との対比

JSC は、スポーツの力により、よりよい未来を育てるため、予算の管理及び執行については、既存業務の見直しを踏まえた予算配布を行っています。また、年度途中においては定期的な執行状況の取りまとめ、見直しを行うこと等により予算の適切な管理に努めるとともに、計画的・効率的な執行を行ってまいります。

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差額理由
収入			
運営費交付金	17,961	17,961	
施設整備費補助金	35	35	
災害共済給付補助金	2,324	2,317	
基金運用収入	171	497	不要財産の国庫納付に係る譲渡収入の増
国立競技場等運営収入	822	1,362	施設利用の増
国立スポーツ科学センター運営収入	396	410	
ナショナルトレーニングセンター運営収入	752	612	施設利用の減
国立登山研修所運営収入	2	5	消防庁からの業務請負による増
スポーツ及び健康教育普及事業収入	122	97	主催事業に係る参加料及び協賛金収入の減
スポーツ振興投票事業収入	100,479	94,325	投票券発売収入の減
共済掛金収入	17,093	17,018	
スポーツ振興投票事業準備金戻入	19,877	26,653	助成事業費の増
特定業務特別準備金戻入	9,600	9,482	
長期借入金等	28,587	24,560	民間資金の借入れの減
都道府県整備費負担金	41,648	41,402	
受託事業収入	2,417	2,217	スポーツ庁委託事業の受託金額の減による減
寄附金収入	18	17	
営業外収入	352	412	事務所貸付料収入等の増
利息収入	31	55	効率的な運用による増
その他収入	2	4,296	消費税還付による増
前中期目標期間繰越積立金取崩額	453	468	
独立行政法人日本スポーツ振興センター法 第 24 条第 4 項による積立金取崩額	1,741	1,999	システム更改による増
独立行政法人日本スポーツ振興センター法 附則第 8 条の 6 による積立金取崩	-	404	積立金の取崩しによる
合計	244,885	246,605	
支出			
業務経費	139,970	144,807	
うち、人件費	3,762	3,634	
新国立競技場整備事業費	66,181	63,555	事業量の減
国立代々木競技場耐震改修等工事費	11,257	13,272	工期変更に伴う支出時期の変更による増
ナショナルトレーニングセンター拡充 整備用地取得等費	2,927	2,669	工期変更に伴う支出時期の変更による減
国立競技場等運営費	1,263	1,191	
国立スポーツ科学センター運営費	1,633	2,020	予算配分の変更に伴う増
ナショナルトレーニングセンター運営 費	1,870	1,431	予算配分の変更に伴う減
国立登山研修所運営費	38	52	事業量の増
スポーツ振興基金事業費	940	895	

競技力向上事業費	9,824	9,307	業務経費の繰越による減
スポーツ活動環境公正化事業費	139	58	事業量の減
スポーツ及び健康教育普及事業費	1,089	926	主催事業に係る運営費用の減
スポーツ振興投票業務運営費	19,169	19,143	
スポーツ振興投票助成事業費	19,877	26,653	複数年度事業の確定による増
給付金	18,694	17,728	医療費等の減
受託事業費	2,417	2,031	スポーツ庁委託事業の受託金額の減による減
一般管理費	1,649	1,461	
うち、人件費	696	660	
物件費	953	800	業務の繰越による減
施設整備費	35	35	
払戻返還金	50,000	46,919	投票券発売収入の減に伴う減
国庫納付金	5,565	5,338	投票券発売収入の減に伴う減
スポーツ振興投票事業準備金繰入	16,695	15,065	投票券発売収入の減に伴う減
特定業務特別準備金繰入	10,000	9,384	投票券発売収入の減に伴う減
事業外支出	5,383	5,476	
うち、借入金等償還	5,194	5,273	
支払利息	189	203	
合計	250,408	248,243	

(注)各積算と合計の数字は四捨五入の関係で一致しないことがあります。

WEB

決算に関する情報

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/zaimu/tabid/194/Default.aspx>

財務諸表の要約

JSC は、適正な会計処理に基づき財務諸表を作成し、適切な財務情報を提供してまいります。

令和元事業年度決算の概要

<ポイント>

- 国立競技場の完成及び代々木第一体育館の耐震改修等工事完了により、固定資産が増加しました。
- 国からの NTC・イースト(現物出資)の受入により、固定資産及び資本金が増加しました。
- 独立行政法人会計基準改訂により、運営費交付金で財源措置される退職給付・賞与について、当事業年度から引当金の計上を行っています。

貸借対照表

当事業年度末における資産の大半は土地、建物などの事業の用に供する固定資産です。資産残高は 485,795 百万円と、前年度末比 70,261 百万円増(17%増)となっています。これは、国立競技場の完成、代々木第一体育館の耐震改修等工事の完了及び NTC・イーストの国からの現物出資の受入により、有形固定資産が前年度末比 81,209 百万円増(27%増)となったことが主な要因です。

当事業年度末の負債残高は 215,300 百万円と、前年度末比 53,096 百万円増(33%増)となっています。これは、国立競技場の資産取得により資産見返負債のうち資産見返負担金が 38,888 百万円増(前年度残高なし)、長期借入金が 18,480 百万円増(33%増)となったことが主な要因です。

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	89,052	流動負債	58,524
現金及び預金(*1)	71,631	運営費交付金債務	1,460
有価証券	11,900	短期借入金	6,080
未収金	4,967	一年以内返済予定長期借入金	9,000
その他	553	未払金	30,849
固定資産	396,743	引当金	340
有形固定資産	376,301	支払備金	7,304
無形固定資産	10,411	その他	3,491
投資その他の資産	10,031	固定負債	120,290
		資産見返負債	42,323
		リース債務(長期)	6,672
		長期借入金	66,260
		引当金	4,444
		その他	592
		法令に基づく引当金等	36,486
		スポーツ振興投票事業準備金	27,103
		特定業務特別準備金	9,384
		負債合計	215,300
		純資産の部(*2)	金額
		資本金	258,605
		政府出資金	258,605
		資本剰余金	-31,498
		利益剰余金	43,387
		純資産合計	270,494
資産合計	485,795	負債・純資産合計	485,795

行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは 187,451 百万円となっています。内訳は損益計算上の費用が 182,512 百万円、その他行政コストが 4,939 百万円となっています。

(単位:百万円)

	金額
損益計算書上の費用	182,512
経常費用(*3)	153,652
臨時損失(*4)	28,860
その他行政コスト(*5)	4,939
行政コスト合計	187,451

損益計算書

当事業年度の経常費用は 153,652 百万円と、前年度比 14,586 百万円増(10%増)となっています。これは、スポーツ振興投票助成事業費が前年度比 4,359 百万円増(20%増)となったこと及び建設関連経費が前年度比 5,229 百万円増(155%増)となったことが主な要因です。

令和元年度の経常収益は 145,297 百万円と、前年度比 10,120 百万円増(7%増)となっています。これは、国立競技場の完成、代々木第一体育館の耐震改修等工事完了及び国からの NTC・イースト(現物出資)の受入により、消費税等の還付収入が 4,222 百万円発生したこと及び国立競技場の完成に伴い都道府県整備負担金収入を 3,739 百万円(前年度実績なし)計上したことが主な要因です。

当期純利益 6,249 百万円は消費税等の還付収入が発生したことが主な要因です。

(単位:百万円)

	金額
経常費用(*3)	153,652
業務経費	151,545
投票勘定業務経費	97,719
災害共済給付勘定業務経費	17,728
特定業務勘定業務経費	13,533
一般勘定業務経費	16,847
人件費	5,718
一般管理費	1,462
人件費	890
その他	572
財務費用	643
雑損	2
経常収益	145,297
投票勘定収益	94,325
災害共済給付勘定収益	19,087
免責特約勘定収益	267
特定業務勘定収益	3,739
一般勘定収益	21,944
資産見返負債戻入	1,160
財務収益	55
雑益	4,720
臨時損失(*4)	28,860
臨時利益	40,588
前中期目標期間繰越積立金取崩額等	2,876
当期総利益(*6)	6,249

純資産変動計算書

当事業年度の変動額について、資本金が 18,411 百万円増加していますが、NTC・イーストの現物出資を受けたことにより 20,911 百万円増加したこと、スポーツ振興基金の原資の一部を国庫納付したことにより 2,500 百万円減少したことによるものです。

また、資本剰余金の 321 百万円は、施設費による固定資産の取得 312 百万円及びスポーツ振興基金の民間出えん金の受入 9 百万円によるものであり、利益剰余金の -2,876 百万円は、前中期目標期間繰越積立金等の取崩しによるものです。

(単位:百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	240,194	-26,880	40,014	253,329
当期変動額	18,411	-4,618	3,373	17,165
その他行政コスト(*5)		-4,939		-4,939
当期総利益(*6)			6,249	6,249
その他	18,411	321	-2,876	15,856
当期末残高(*2)	258,605	-31,498	43,387	270,494

キャッシュ・フロー計算書

当事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 33,374 百万円と、前年度比 30,147 百万円増となっています。これは、補助金等収入が 39,372 百万円増となったことが主な要因です。

投資活動によるキャッシュ・フローは -48,976 百万円と、前年度比 18,314 百万円減となっています。これは、有価証券の償還による収入が有価証券の取得による支出を 20,150 百万円上回ったことが主な要因です。

財務活動によるキャッシュ・フローは 16,440 百万円と、前年度比 37,412 百万円減となっています。これは、長期借入れによる収入が 38,300 百万円減となったことが主な要因です。

(単位:百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	33,374
投資活動によるキャッシュ・フロー	-48,976
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,440
資金に係る換算差額	0
資金増加額(又は減少額)	836
資金期首残高	39,505
資金期末残高(*7)	40,341

(参考)資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位:百万円)

	金額
期末資金残高(*7)	40,341
定期預金	31,290
現金及び預金(*1)	71,631

(注)財務諸表内の(*)は各科目・項目の対応関係を示しています。

WEB

決算に関する情報

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/zaimu/tabid/194/Default.aspx>

内部統制の運用に関する情報

JSC は、構築した内部統制システムを効率的に運用するとともに、理事長のリーダーシップのもと、経営方針説明の実施や職員とのコミュニケーションの活性化を行い、職員一人ひとりが内部統制の担い手であるという自覚を促す取組を進めてまいります。

JSC は、業務方法書において業務の適正な遂行を確保するための体制の整備に関する事項を定めておりますが、具体的には以下のような取組を通じて、推進しています。

業務運営に係る経営方針の明確化

理事長による経営方針等の説明

経営方針説明会の実施

平成31年4月11日に、全役職員に向けて、理事長による経営方針説明を行いました。当日参加できなかった職員に対しては、社内報において、録画した動画及び説明内容を即座に共有しました。



パネルディスカッションの開催

令和元年度からの新たな取組として、理事長の年頭あいさつ終了後、理事長、理事によるパネルディスカッションを開催し、経営課題や理念等の共有を行いました。



コミュニケーションの活性化

JSC クロスミーティングの実施

理事長と職員が対面でコミュニケーションをとる機会として、「JSC クロスミーティング」を定期的で開催し、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことへの意見を深めることや、若手職員の考える JSC の将来像について意見を交わすことなどを通じて、風通しの良い組織風土づくりを推進しました。



イントラネットを活用した取組

社内報に理事長の活動報告を掲載するページを設置し、理事長が日々感じ気付いたことをつづり、職員への考えや思いを共有するとともに、理事長の活動を「理事長通信」としてイントラネットに共有し、外部の動きなどの理解促進を図りました。



適切な意思決定の遂行

業務方法書第 43 条第 4 項第 4 号の規定に基づき、理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催し、重要事項に関する審議・報告を行いました(令和元年度は計 35 回開催)。

また、毎週定期的な役員ミーティングを開催し、重要事項が事前に共有されることで、役員会において迅速かつ適切な審議を行うとともに、役員会の資料や議事概要についてはイントラネットに掲載し、全役職員に共有しました。

内部統制に対する職員への理解促進

理事長主催による研修会の企画・実施

令和元年度の新たな取組として、全役職員を対象に、内部統制の知識習得やスポーツ界における情勢の理解を目的とした研修会を開催しました。

講師	主なテーマ
外部有識者	・内部統制・コンプライアンス / 共生社会 ・ラグビーワールドカップ2019 / 東京2020大会
JSC 役員	・スポーツ・インテグリティ ・経営組織論

職員意識調査の実施

JSC では、独自の取組として、全職員を対象に、内部統制に関する意識や職場の状況を把握するための調査を実施しています。令和元年度においても職員意識調査を実施し(実施期間: 令和元年 12 月 12 日~12 月 31 日 / 対象者: 役員を除く全職員(815 名) / 回答数: 662 名(回答率 81%))、速報値を運営点検会議に報告するとともに、前年度調査で得られた結果を分析し、好事例や職員からの多様な意見を各部署にフィードバックすることで、業務の改善に活用しました。

業務が適正かつ効率的、効果的に行われていることのモニタリング

監査の実施

毎年度策定する計画に基づき、監事監査及び監査室監査を行い、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているかを検証しました。監査の結果に対しては、是正改善等の対応を適切に行いました。

自己評価委員会の開催

業務の実施状況を把握し、的確に遂行することを目的として、理事長を委員長とする自己評価委員会を定期的を開催し、業務の進捗等を部署横断的に確認しました。

令和元年度においては 3 回開催し、「バッド・ニュース・ファースト」を意識しながら、業務の実施過程における懸案事項の共有や、目標達成に向けたプロセス等を把握しました。

入札・契約に関する事項

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)の趣旨を踏まえ、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会を設置しています。令和元年度においては 3 回開催し、令和元年度調達等合理化計画の策定及び平成 30 年度調達等合理化計画の自己評価の際の点検や、随意契約事由の妥当性、競争性の確保等についての個々の契約案件等の点検を行いました。

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和元年 10 月 18 日閣議決定)の趣旨を踏まえ、外部有識者から構成される入札監視委員会を設置しています。令和元年度においては 2 回開催し、建設工事及び設計・コンサルティング業務の入札及び契約の状況について審議を行いました。

予算の適正な配分

予算執行状況の一元的な管理や、定期的な予算配賦の見直し等を通じて、予算を計画的・効率的に執行しました。

内部統制強化に関する取組

「内部統制に関する5年間を見据えた基本方針」に基づき、令和元年度のアクションプランや進捗管理のためのスケジュールを作成し、内部統制委員会において適切な進行管理に努めました。

<第4期中期目標期間における内部統制推進に関する基本方針>

JSCの第4期中期目標期間は、東京2020大会等の大規模国際競技大会の開催を控えた重要な時期であると同時に、その後においても、日本のスポーツ界における中核的な拠点としての政策実施機能を的確に発揮していくため、中期目標を踏まえた適切な業務運営を行うとともに、内部統制の取組の推進を図ります。

具体的な取組は以下のとおりです。

1. 役職員の意識向上

研修や役職員の意見交換を通じて、内部統制の意義や重要性についてさらに理解を深め、業務を適正かつ効率的に行う環境を整備する。

2. 業務運営の効率化

JSCに対する期待と役割が大きくなる一方、予算、人員に限られる中で、与えられたミッションを確実に達成するため、これまで以上に業務運営の効率化を図る。

3. 人員計画の作成・検証と研修機会の充実

組織の規模を適切に管理するため人員計画を作成するとともに、多様な研修を計画的に実施することにより職員の能力向上を図り、法人全体の業務成果の最大化を図る。

4. 情報セキュリティ対策の強化

大規模国際競技大会の開催を控え、サイバー攻撃などに適切に対処できるよう、政府統一基準群に準拠した情報セキュリティ対策の強化を図る。

また、運営点検会議(p15 参照)において進捗状況の確認等を行い、ガバナンスの点検や必要な助言を受けながら、計画的に内部統制を推進しました。

WEB

業務方法書

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/125/Default.aspx>

法人の基本情報

JSC は、昭和30(1955)年に設立された日本学校給食会等を前身とし、平成15(2003)年10月に独立行政法人化されました。今後も、国のスポーツ振興施策等に的確に対応してまいります。

組織の沿革

JSC は、「日本学校給食会」、「国立競技場」及び「日本学校安全会」を前身とし、国のスポーツ施策の発展に対応してまいりました。



WEB

組織の沿革

<https://www.jpnспорт.go.jp/corp/gaiyou/tabid/61/Default.aspx>

設立に係る根拠法

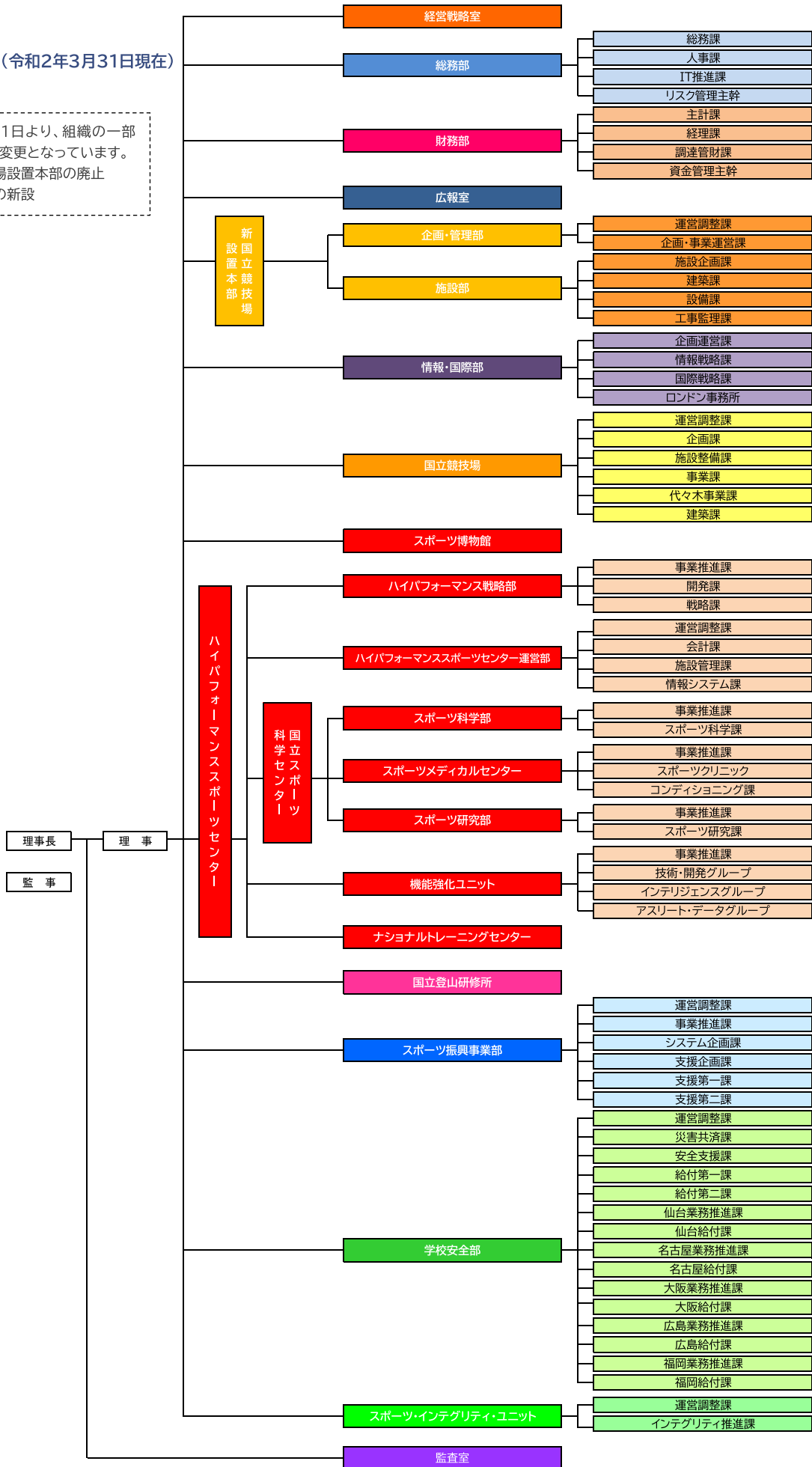
独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)

主務大臣

文部科学大臣 (文部科学省スポーツ庁政策課)

組織体制(令和2年3月31日現在)

※令和2年4月1日より、組織の一部が次のように変更となっています。
 ・新国立競技場設置本部の廃止
 ・施設整備室の新設



事務所等の所在地

本部

本部事務所	: 東京都港区北青山2-8-35
秩父宮ラグビー場	: 同上
国立競技場	: 東京都新宿区霞ヶ丘町 10-1
国立代々木競技場	: 東京都渋谷区神南2-1-1
ハイパフォーマンススポーツセンター	: 東京都北区西が丘3-15-1
スポーツ博物館(休館中)	: 東京都足立区綾瀬6-11-17
戸田艇庫	: 埼玉県戸田市戸田公園4-9
国立登山研修所	: 富山県中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂6

支所

仙台支所	: 宮城県仙台市青葉区上杉1-5-15 日本生命仙台勾当台南ビル8階
名古屋支所	: 愛知県名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル16階
大阪支所	: 大阪府大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル7階
広島支所	: 広島県広島市中区基町9-32 広島市水道局基町庁舎10階
福岡支所	: 福岡県福岡市中央区天神4-8-10 都久志会館5階

主要な指定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

当事業年度は該当ありません。

主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
資産	351,984	358,319	366,332	415,534	485,795
負債	110,655	117,802	117,983	162,205	215,300
純資産	241,329	240,517	248,349	253,329	270,494
行政コスト	—	—	—	—	187,451
経常費用	153,283	146,186	141,101	139,066	153,652
経常収益	161,337	154,314	151,049	135,176	145,297
当期総利益	4,259	3,694	14,098	14,332	6,249

翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画

予算

(単位:百万円)

区分	金額
[収入]	
運営費交付金	19,570
施設整備費補助金	300
災害共済給付補助金	2,324
基金運用収入	110
国立競技場等運営収入	926
国立スポーツ科学センター運営収入	383
ナショナルトレーニングセンター運営収入	791
国立登山研修所運営収入	2
スポーツ及び健康教育普及事業収入	58
スポーツ振興投票事業収入	97,535
共済掛金収入	16,849
投票勘定より受入	9,700
スポーツ振興投票事業準備金戻入	17,943
特定業務特別準備金戻入	10,000
長期借入金等	10,600
受託事業収入	3,170
寄附金収入	18
営業外収入	160
利息収入	26
その他収入	2
前中期目標期間繰越積立金取崩額	16
積立金取崩額	1,311
計	191,794
[支出]	
業務経費	60,862
うち、人件費	3,506
新国立競技場整備事業費	310
国立代々木競技場耐震改修等工事費	3,064
国立競技場等運営費	2,558
国立スポーツ科学センター運営費	1,513
ナショナルトレーニングセンター運営費	2,160
国立登山研修所運営費	33
スポーツ振興基金事業費	438
競技力向上事業費	9,827
スポーツ活動環境公正化事業費	111
スポーツ及び健康教育普及事業費	998
スポーツ振興投票業務運営費	18,401
スポーツ振興投票助成事業費	17,943
給付金	18,432
受託事業費	3,170
一般管理費	2,042
うち、人件費	982
物件費	1,060
施設整備費	300
払戻返還金	48,500
国庫納付金	5,346
特定業務勘定へ繰入	9,700
スポーツ振興投票事業準備金繰入	16,038
特定業務特別準備金戻入	9,700
事業外支出	15,366
うち、借入金等償還	15,083

支払利息	283
予備費	169
計	189,627

【脚注】

- 1 同一セグメント内で勘定間の繰入額があり、損益計算書科目の費用と収益が両建てされている場合には相殺しています。
- 2 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがあります。

収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	172,934
経常費用	147,196
業務経費	59,716
給付金	18,432
払戻返還金	48,500
受託事業費	3,170
国庫納付金	5,346
特定業務勘定へ繰入	9,700
一般管理費	2,041
財務費用	290
臨時損失	25,738
収益の部	181,515
経常収益	153,573
運営費交付金収益	19,570
災害共済給付補助金収益	2,324
国立競技場等運営収入	926
国立スポーツ科学センター運営収入	383
ナショナルトレーニングセンター運営収入	791
国立登山研修所運営収入	2
スポーツ及び健康教育普及事業収入	58
スポーツ振興投票事業収入	97,535
共済掛金収入	16,849
利息及び配当金収入	112
受託事業収入	3,170
寄附金収益	18
投票勘定より受入	9,700
資産見返運営費交付金戻入	698
資産見返研究設備整備費補助金戻入	184
資産見返負担金戻入	1,059
資産見返寄附金戻入	7
財務収益	26
雑益	161
臨時利益	27,943
純利益	8,581
前中期目標期間繰越積立金取崩額	20
積立金取崩額	1,311
総利益	9,912

【脚注】

- 1 同一セグメント内で勘定間の繰入額があり、損益計算書科目の費用と収益が両建てされている場合には相殺しています。
- 2 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがあります。

資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	382,248
業務活動による支出	152,380
投資活動による支出	191,082
財務活動による支出	24,566
次年度への繰越金	14,220
資金収入	382,248
業務活動による収入	153,011
運営交付金収入	19,570
ｽｰｯ振興投票事業収入	97,272
共済掛金収入	16,849
受託事業収入	3,170
国立競技場等の運営による収入	926
国立ｽｰｯ科学センターの運営による収入	383
ナショナルトレーニングセンターの運営による収入	791
国立登山研修所の運営による収入	2
ｽｰｯ及び健康教育普及事業による収入	58
基金業務における利息及び配当金収入	110
基金業務における有価証券の売却による収入	1,250
基金業務における有価証券の償還による収入	100
投票勘定より受入による収入	10,000
補助金等収入	2,324
寄附金収入	18
その他の収入	161
利息及び配当金の受取額	26
投資活動による収入	185,281
定期預金の払戻しによる収入	121,235
有価証券の償還による収入	57,500
他勘定短期貸付金の回収による収入	6,210
施設費による収入	335
財務活動による収入	18,461
短期借入れによる収入	7,860
他勘定短期借入れによる収入	7,860
長期借入れによる収入	2,740
民間出えん金の受入による収入	1
前年度より繰越金	25,495

【脚注】

- 1 同一セグメント内で勘定間の繰入及び受入額については、相殺しています。
- 2 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがあります。

WEB

予算に関する情報

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/zaimu/tabid/193/Default.aspx>

参考情報

JSC は、パンフレットやホームページ、SNS を通じ、国民の皆様には JSC の活動をご理解いただくための取組を進めてまいります。

財務諸表の科目の説明

貸借対照表

現金及び預金	： 現金及び預金	リース債務（長期）	： ファイナンス・リース契約に基づく未払リース料のうち期末日翌日から1年を超えて支払う予定額
有価証券	： 余裕金運用のために一時的に所有する市場性のある有価証券	長期借入金	： 金銭消費貸借契約に基づく返済期間が一年を超える借入金
未収金	： 業務収入等による未収債権	引当金	： 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、賞与引当金、退職給付引当金が該当
その他（流動資産）	： 前払費用、賞与引当金見返等	その他（固定負債）	： 長期預り金、資産除去債務（長期）
有形固定資産	： 土地、建物、構築物、工具器具備品など独立行政法人が長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産	スポーツ振興投票事業準備金	： スポーツ振興投票の実施等に関する法律第2条に規定するスポーツ振興投票に係る収益から国庫納付金を控除したもので、翌期以降のスポーツ振興投票助成事業費の財源とする額
無形固定資産	： 工業所有権、ソフトウェアなど具体的な形態をもたない無形の固定資産	特定業務特別準備金	： センター法附則第8条の3第2項により投票勘定から受け入れた特定金額で、翌期以降の特定業務の財源に充てるため整理したもの
投資その他の資産	： 投資有価証券、退職給付引当金見返等	政府出資金	： 政府からの金銭出資及び金銭以外の財産による現物出資の金額の累計額
運営費交付金債務	： 独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未使用残高	資本剰余金	： 国から交付された施設費等を財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
短期借入金	： 勘定間の融通又は金銭消費貸借契約に基づく返済期間が一年以内の借入金	利益剰余金	： 独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金であって、稼得資本に相当する額
一年以内返済予定長期借入金	： 長期借入金のうち、一年以内に返済する予定額		
未払金	： 業務及び管理に関連して発生する経費並びに資産購入対価等の未払確定債務		
支払備金	： 災害共済給付及び免責の特約に係る既発生未報告分の給付金支払債務		
その他（流動負債）	： リース債務（短期）、預り金など		
資産見返負債	： 運営費交付金・補助金・寄附金等により取得した固定資産の取得金額のうちの未償却残高に相当する額		

行政コスト計算書

行政コスト : 独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

損益計算書

投票勘定業務経費 : スポーツ振興投票事業に要する経費

災害共済給付勘定業務経費 : 災害共済給付事業に要する経費

特定業務勘定業務経費 : 新国立競技場整備事業、国立代々木競技場耐震改修等工事等に要する経費

一般勘定業務経費 : スポーツ施設運営事業、競技力向上事業及びスポーツ振興基金事業等に要する経費

人件費（業務経費） : 給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の業務に携わる役員等に要する経費

人件費（一般管理費） : 給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の一般管理に携わる役員等に要する経費

その他（一般管理費） : 人件費以外の一般管理費

財務費用 : ファイナンス・リース取引に係る支払利息、借入金の支払手数料等

雑損 : 業務経費及び一般管理費に属さない経常的な経費

投票勘定収益 : スポーツ振興くじの売上等による収益

災害共済給付勘定収益 : 災害共済給付補助金収益及び災害共済給付事業に係る共済掛金収入等の収益

免責特約勘定収益 : 免責特約事業に係る共済掛金収入等の収益

特定業務勘定収益 : 新国立整備事業に係る都道府県整備費負担金収入の収益

一般勘定収益 : 運営費交付金収益、スポーツ施設運営事業による運営収入、スポーツ振興基金の運用益による収入等の収益

資産見返負債戻入 : 運営費交付金・補助金・寄附金等の財源により取得した固定資産の減価償却費相当額

財務収益 : 預金利息、有価証券利息等

雑益 : 上記以外の取引により生じた経常的な収益

臨時損失 : 法令に基づき引き当てている準備金への繰入及び戻入等の損益

前中期目標期間繰越積立金取崩額等 : 前中期目標期間繰越積立金の取崩額、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第24条第4項による積立金取崩額及び同法附則第8条の6による積立金取崩額

純資産変動計算書

当期末残高 : 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー : 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、定期預金の預入れ・払戻し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出等が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー : 借入・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済等が該当

資金に係る換算差額 : 外貨建て取引を円換算した場合の差額

その他の公表資料等との関係説明

JSCをご理解いただくため、ホームページや SNS、様々な刊行物を作成し、公表しています。

ホームページ



刊行物

◆パンフレット



SNS

 日本スポーツ振興センターFacebook
<https://www.facebook.com/JapanSportCouncil/>

 国立スポーツ科学センターtwitter
<https://twitter.com/jissoofficial>

 スポーツ・フォー・トゥモローFacebook
<https://www.facebook.com/sport4tomorrow/>

 スポーツくじ(toto・BIG)Facebook
<https://www.facebook.com/sportsjapantotobig/>

 国立登山研修所 Instagram
<https://www.instagram.com/bunazaka6/>

WEB

各種資料

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/64/Default.aspx>

関連 URL

本事業報告書の各項目に掲載している URL を、カテゴリごとにまとめました。

■法令、国の施策に関するもの

項目	関連ページ	概要/URL
日本スポーツ振興センター法	6	JSC の設置根拠となる法律です。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/61/Default.aspx
スポーツ基本法	7	スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるものです。【スポーツ庁HP】 > https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1371905.htm
スポーツ基本計画	7	スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として位置付けられるものです。【スポーツ庁HP】 > https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413.htm

■目標・計画に関するもの

項目	関連ページ	概要/URL
中期目標	7,8	独立行政法人通則法第 29 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣である文部科学大臣により定められた、当センターが達成すべき業務運営に関する目標です。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/126/Default.aspx
中期計画	10-13	独立行政法人通則法第 30 条第 1 項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画を作成し、主務大臣の認可を受けたものです。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/127/Default.aspx
年度計画	10-13	独立行政法人通則法第 31 条第 1 項の規定に基づき、毎事業年度の業務運営に関する計画を定め、主務大臣に届け出るものです。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/128/Default.aspx

■組織に関するもの

項目	関連ページ	概要/URL
基本理念等	9	組織のすべての活動の核となる基本理念・ビジョン・行動指針をご紹介します。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/751/Default.aspx
業務方法書	14,21,32-34	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 3 条に規定する目的を達成するため、独立行政法人通則法第 28 条第 1 項の規定に基づき定めるものです。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/125/Default.aspx
役職員の状況	15,16	役職員の任命・認可・状況などについて掲載しています。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/67/Default.aspx
各事業概要	22-24	我が国におけるスポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るための各事業をご紹介します。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/124/Default.aspx
組織の沿革	35	設立の目的や、成り立ちについてご紹介します。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/61/Default.aspx
組織体制	36	組織の構成についてご覧いただけます。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/63/Default.aspx
各種資料	43	パンフレット及び各事業から出版している刊行物及び資料へのリンクを掲載しています。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/64/Default.aspx

■財務状況に関するもの

項目	関連ページ	概要/URL
決算に関する情報	27-31	各事業年度の財務諸表、事業報告書、決算報告書及び決算に対する監事及び会計監査人の報告を掲載しています。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/zaimu/tabid/194/Default.aspx
予算に関する情報	38-40	中期計画予算、年度計画予算を掲載しています。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/zaimu/tabid/193/Default.aspx

■その他事業運営等に関するもの

項目	関連ページ	概要/URL
運営点検会議	15	理事長によるガバナンスに関する点検や必要な助言を得ることを目的に設置したものです。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/775/Default.aspx
環境配慮方針	19	環境配慮方針に基づき地球環境保全へ取り組みます。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/421/Default.aspx
子どもの権利とスポーツの原則に関する取組	19	ユニセフ(国連児童基金)及び日本ユニセフ協会が平成30年11月20日に発表した『子どもの権利とスポーツの原則』に賛同するとともに、事業活動を通じて、本原則が掲げる理念の実現に貢献してまいります。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/911/Default.aspx
ブライトン・プラス・ヘルシンキ 2014 宣言	19	男女平等を土台として持続可能なスポーツ文化を創出することをビジョンとする「国際女性スポーツワーキンググループ」が発表する「ブライトン・プラス・ヘルシンキ 2014 宣言」に、スポーツ庁等と署名をしています。【スポーツ庁HP】 > https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop11/list/1387282.htm
リスク管理	20,21	「リスク管理の基本方針」に基づき行動することにより、社会からの信頼及び業務運営の公平・公正性の確保と継続的かつ安定的な業務の遂行に取り組みます。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/795/Default.aspx
業務実績報告書(自己評価)	25	独立行政法人通則法第32条及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第5条に基づき、業務実績について明らかにした報告書を文部科学大臣に提出しています。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/129/Default.aspx
主務大臣による評価	26	業務実績報告に基づき、政策評価に関する有識者会議からの助言を適宜受けて主務大臣(文部科学大臣)が総合的な評価を行います。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/131/Default.aspx
業務実績と評定区分の関係	25,26	独立行政法人の評価に関する指針(平成 31 年3月 12 日改定)において評定区分が定められています。【総務省HP】 > https://www.soumu.go.jp/main_content/000605565.pdf

JAPAN SPORT COUNCIL

日本スポーツ振興センター

日本スポーツ振興センター 令和元年度事業報告書

2020年7月作成
発行 独立行政法人 日本スポーツ振興センター
〒 107-0061
東京都港区北青山 2-8-35
<https://www.jpnsport.go.jp/>

©2020 日本スポーツ振興センター